

第七十六号議案

江戸川区自転車等の駐車秩序に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和三年九月二十一日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

江戸川区自転車等の駐車秩序に関する条例の一部を改正する条例
江戸川区自転車等の駐車秩序に関する条例（昭和六十二年三月江戸川区条例第十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十六条」を「第十七条」に、「区立自転車駐車場の利用等（第十七条―第二十四条）」を「雑則（第十八条）」に改める。

第七条中「住所及び氏名又は名称を明記すること並びに」を削る。

第八条第二項中「当該自転車に住所及び氏名又は名称を明記するとともに、防犯登録を受けるように努めなければ」を「防犯登録を受けなければ」に改める。

第十五条を次のように改める。

（撤去した自転車等に対する措置）

第十五条 区長は、第十二条、第十三条第二項及び前条の規定により自転車を撤去したときは、撤去した旨及び保管場所を現場に表示するとともに、当該自転車を保管しなければならない。ただし、明らかに自転車等の機能を喪失していること認められ、かつ、所有者を確認できないものについては、直ちに廃棄等の処分をすることができる。

2 区長は、前項本文の規定により自転車を保管したときは、撤去し、及び保管した旨、返還方法、第四項の規定により売却又は廃棄等の処分をする旨その他規則で定める事項を告示しなければならない。

3 区長は、第一項本文の規定により保管した自転車等について、所有者を確認

できるものについては、当該所有者に対し、速やかに引き取るよう通知しなければならぬ。この場合においては、次項の規定により売却又は廃棄等の処分をする旨を併せて通知するものとする。

4 区長は、第二項の規定による告示の日から相当の期間を経過してもなお所有者等の引取りのない自転車等については、これを売却し、その売却した代金を保管することができ、この場合において、当該自転車等につき、買受人がなるとき又は売却することができないと認められるときは、区長は、当該自転車等について、廃棄等の処分をすることができ、

5 区長は、第二項の規定による告示の日から起算して六月を経過してもなお第一項の規定により保管した自転車等（前項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権を取得することができる。

第十六条の見出し中「費用」を「撤去費用」に改め、同条第一項中「、第十四条及び第二十二條」を「及び第十四條」に改め、「又は移送」を削り、「所有者」を「所有者等」に改め、同条第二項中「前項」を「前項本文」に、「別表第一」を「別表」に改める。

「第三章 区立自転車駐車場の利用等」を「第三章 雑則」に改める。
第十七条から第二十三条までを削り、第二十四条を第十八条とし、第二章中第十六條の次に次の一條を加える。

(売却代金の返還)

第十七条 区長は、第十五条第四項の規定により売却した自転車等について、同条第二項の告示の日から起算して六月以内に当該自転車等の所有者等がその返還を求めたときは、その売却代金を返還するものとする。

別表第二を削り、別表第一を別表とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明)

個人情報保護の観点から、自転車の所有者の責務として定めた自転車への住所及び氏名又は名称の明記に関する規定を削除するほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。